

令和7年度地域プランナーによる活動支援に係る方針

1 地域プランナーの選定基準

地域プランナーは、以下の（１）から（４）までの項目を総合的に評価し、選定する。

（１）専門性

①から③のいずれかの要件を満たすこと。

①バリューチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断の経験

②食品衛生管理、知的財産、人材育成、地域活性化等の特定の専門的な知識、経験

③上記①、②の課題解決を効率的に行うためのデジタル技術の活用に関する専門的な知識、経験

（２）6次産業化に関する案件、地域資源の活用や地域連携の案件のコーディネート業務に携わった実績

（３）事業理解度

地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業の内容、実施留意事項等の理解度

（４）倫理性・協調性

① 秘密保持等のコンプライアンスを遵守すること。

② 支援対象者のレベルに合わせ、丁寧に相談に応じ、自己の専門に偏重せず、的確な助言をする能力を有していること。

③ 中央プランナーやエグゼクティブプランナーの役割を認識し、連携した支援に対応できること。

2 地域プランナーの選定方法

（１）公募等により募集した民間の専門家の中から、専門性や経験を踏まえ、地域支援検証委員会による書類審査及び面接により選定する。

（２）書類審査は、地域プランナー候補者にあらかじめ提出を求めるプランナー情報登録シート等により行う。

3 地域プランナーの謝金・旅費

（１）地域プランナー謝金

1時間当たり7,100円（1日当たり28,400円以内）とする。

（２）地域プランナー旅費

原則、県の旅費規程等に準ずる。

4 地域プランナーの派遣

地域支援検証委員会で決定した支援対象者に、登録されている地域プランナーの中から最適な者を統括企画推進員が調整・選定し、派遣する。

地域プランナーは、支援シートにある経営改善戦略に基づいた経営改善のための支援を行う。

なお、地域プランナーによる対応が困難な場合には、中央プランナーの派遣を、地域支援検証委員会で重点支援対象者が選定された場合にはエグゼクティブプランナーの

派遣を、統括企画推進員が中央サポートセンターに依頼する。

5 業務報告及び支援効果の検証等

地域プランナーは、支援活動の内容を整理し、支援活動毎にサポートセンターに業務報告書を提出する。業務報告書には、相談内容、それに関する課題、支援内容を具体的に記載する。

地域支援検証委員会は、支援対象者等への地域プランナー等の派遣による経営改善に向けた支援の効果を検証し、経営改善戦略の実行・管理の点検・評価を行う。